

鳥取縣公報

昭和十八年七月二十三日
第千四百五十三號

金曜日

目次

●縣令	漁業生産獎勵施設補助金交付規程中改正	一頁
●訓令	縣費支辨俸給並給料支給規則改正	二頁
●告示	亞鉛鐵板販賣價格指定	二頁
	製パン加工賃認可	七頁
	寒天販賣價格認可	八頁
	農事實行組合設立届出	一一頁
	農事實行組合理事及規約變更届出	一二頁
	農事實行組合解散届出	一六頁
	十八年度歳入歳出追加豫算	一七頁
	意見聴取醫師指定	一九頁
	産婆名簿登録者	二〇頁
	游泳場開設許可	二〇頁
●彙報	國債貯金の話	二一頁
	鳥取縣草刈選手権大會	二四頁
	本年度鳥取縣食糧増産隊	二五頁

縣令

鳥取縣令第四十七號

昭和十八年三月鳥取縣令第二十四號漁業生産獎勵施設補助金交付規程中左ノ通改正シ公布ソ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年七月二十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

別表中左ノ通改ム

施設事項 一、漁獲物増産施設ノ施設範圍 二、淺海増殖ニ要スル費用、(ロ)及(ニ)中「瑪珂貝」ノ次ニ「かき」ヲ加ヘ施設事項向、施設範圍六、ノ次ニ左ノ事項ヲ加フ

00181

七、加里原藻増産ニ要スル費用
 漁業組合又ハ漁業組合ノ費用ノ十分ノ五以内
 (一) 加里原藻採取漁具購入
 聯合會
 (二) 加里原藻採取漁場復舊

施設事項一、漁業改善施設ノ施設範圍 一、漁業經營費低減施設ニ要スル費用中 (二)ノ事項ヲ削リ「三」ヲ「二」ニ改ム

訓令

鳥取縣訓令甲第十七號

官 房 長
 内 政 部 長
 警 察 部 長
 各 廳 長

大正十五年六月鳥取縣訓令甲第二十一號縣費支辨俸給並ニ給料支給規則左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年七月二十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一 第十條ヲ左ノ通改ム

「雇員以上ノ者ニシテ年俸又ハ月給ノモノ病氣ノ爲勤務セザルコト九十日ヲ超ユルトキ又ハ私事ノ故障ニ由リ勤務セザルコト三十日ヲ超ユルトキハ俸給又ハ給料ノ半額ヲ減ズ僱人ニシテ月給ノモノ病氣缺勤三十日又ハ私事故障ニ由リ缺勤十日ヲ超ユルトキハ給料ノ半額ヲ減ズ但シ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ服忌ヲ受クル者及願ニ由リ休暇ヲ與ヘラレタル者ハ此ノ限ニアラズ」

告 示

鳥取縣告示第三百八十六號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル日本標準規格ニ依ル原板ヲ使用シタル亞鉛鐵板ノ小賣業者最高販賣價格左ノ通指定ス

00182

昭和十八年七月二十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一 平 板

(單位 一枚)

厚	及	寸	法	小賣業者最高販賣價格	
〇、二九耗	(三二番)	九一五耗	(三呎)	× 一、八三〇耗 (六呎)	一、八三
〇、二九〃	(三一〃)	〃	(〃)	× 一、一四〇〃 (七〃)	二、一六
〇、二九〃	(三一〃)	〃	(〃)	× 二、四四〇〃 (八〃)	二、四九
〇、三二〃	(三〇〃)	〃	(〃)	× 一、八三〇〃 (六〃)	二、〇一
〇、三二〃	(三〇〃)	〃	(〃)	× 二、一四〇〃 (七〃)	二、三八
〇、三二〃	(三〇〃)	〃	(〃)	× 二、四四〇〃 (八〃)	二、七六
〇、三五〃	(二九〃)	〃	(〃)	× 一、八三〇〃 (六〃)	二、一九
〇、三五〃	(二九〃)	〃	(〃)	× 二、一四〇〃 (七〃)	二、五八
〇、三五〃	(二九〃)	〃	(〃)	× 二、四四〇〃 (八〃)	二、九八
〇、四〇〃	(二八〃)	〃	(〃)	× 一、八三〇〃 (六〃)	二、四九
〇、四〇〃	(二八〃)	〃	(〃)	× 二、一四〇〃 (七〃)	二、九三

〇、四〇耗	(二八番)	"	(三〇〇)	×	一、四四〇耗	(八〇〇)	三、四〇
〇、四五〇	(二七〇)	"	(二〇〇)	×	一、八三〇〇	(六〇〇)	二、七九
〇、四五〇	(二七〇)	"	(二〇〇)	×	二、一四〇〇	(七〇〇)	三、二八
〇、四五〇	(二七〇)	"	(二〇〇)	×	二、四四〇〇	(八〇〇)	三、七六
〇、五〇〇	(二六〇)	"	(二〇〇)	×	一、八三〇〇	(六〇〇)	三、一〇
〇、五〇〇	(二六〇)	"	(二〇〇)	×	二、一四〇〇	(七〇〇)	三、六七
〇、五〇〇	(二六〇)	"	(二〇〇)	×	二、四四〇〇	(八〇〇)	四、二二
〇、五五〇	(二五〇)	"	(二〇〇)	×	一、八三〇〇	(六〇〇)	三、三九
〇、五五〇	(二五〇)	"	(二〇〇)	×	二、一四〇〇	(七〇〇)	四、〇一
〇、五五〇	(二五〇)	"	(二〇〇)	×	二、四四〇〇	(八〇〇)	四、六二
〇、六〇〇	(二四〇)	"	(二〇〇)	×	一、八三〇〇	(六〇〇)	三、七〇
〇、六〇〇	(二四〇)	"	(二〇〇)	×	二、一四〇〇	(七〇〇)	四、四〇
〇、六〇〇	(二四〇)	"	(二〇〇)	×	二、四四〇〇	(八〇〇)	五、〇八
〇、七〇〇	(二三〇)	"	(二〇〇)	×	一、八三〇〇	(六〇〇)	四、二九
〇、九〇〇	(二二〇)	"	(二〇〇)	×	一、八三〇〇	(六〇〇)	五、四九
一、二〇〇	(一八〇)	"	(二〇〇)	×	一、八三〇〇	(六〇〇)	七、三四
一、六〇〇	(一六〇)	"	(二〇〇)	×	一、八三〇〇	(六〇〇)	九、五一

鳥取縣公報 第千四百五十三號 昭和十八年七月二十三日 (第三種郵便物認可) 四

本表平板ニ浪付加工ヲ施シテ販賣スル場合ハ本表價格ニ左ニ定ムル浪付費ヲ加算シ得ルモノトス
 二八番乃至三一番 一枚ニ付 一 二四番 六 錢
 二六番及二七番 同 二 錢 九 錢
 二五番 同 四 錢 一 五 錢

二浪板	厚	及	寸	法	高小販賣業者最	
〇、二九耗	(三二番)	七六五耗	(二、五呎)	×	一、八三〇耗 (六呎)	一、五三
〇、二九〃	(三一〃)	"	(二、〇〇)	×	二、一四〇〃 (七〃)	一、八〇
〇、二九〃	(三一〃)	"	(二、〇〇)	×	二、四四〇〃 (八〃)	二、〇七
〇、三五〃	(二九〃)	"	(二、〇〇)	×	一、八三〇〃 (六〃)	一、八四
〇、三五〃	(二九〃)	"	(二、〇〇)	×	二、一四〇〃 (七〃)	二、一七
〇、三五〃	(二九〃)	"	(二、〇〇)	×	二、四四〇〃 (八〃)	一、五〇
〇、四〇〃	(二八〃)	"	(二、〇〇)	×	一、八三〇〃 (六〃)	二、〇九
〇、四〇〃	(二八〃)	"	(二、〇〇)	×	二、一四〇〃 (七〃)	二、四七
〇、四〇〃	(二八〃)	"	(二、〇〇)	×	二、四四〇〃 (八〃)	二、八四
〇、四五〃	(二七〃)	"	(二、〇〇)	×	一、八三〇〃 (六〃)	二、三四
〇、四五〃	(二七〃)	"	(二、〇〇)	×	二、一四〇〃 (七〃)	二、七七

鳥取縣公報 第千四百五十三號 昭和十八年七月二十三日 (第三種郵便物認可) 五

00185

〇、四五耗	(二七)	〃	(〃)	〃	×	二、四四〇〃	(八)	〃	三、一八
〇、五〇〃	(二六)	〃	(〃)	〃	×	一、八三〇〃	(六)	〃	二、六一
〇、五〇〃	(二六)	〃	(〃)	〃	×	二、一四〇〃	(七)	〃	三、〇七
〇、五〇〃	(二五)	〃	(〃)	〃	×	二、四四〇〃	(八)	〃	三、五五
〇、五五〃	(二五)	〃	(〃)	〃	×	一、八三〇〃	(六)	〃	二、八八
〇、五五〃	(二五)	〃	(〃)	〃	×	二、一四〇〃	(七)	〃	三、四一
〇、六〇〃	(二五)	〃	(〃)	〃	×	二、四四〇〃	(八)	〃	三、八九
〇、六〇〃	(二四)	〃	(〃)	〃	×	一、八三〇〃	(六)	〃	三、一六
〇、六〇〃	(二四)	〃	(〃)	〃	×	二、一四〇〃	(七)	〃	三、一六
〇、七〇〃	(二四)	〃	(〃)	〃	×	二、四四〇〃	(八)	〃	三、七三
〇、七〇〃	(二三)	〃	(〃)	〃	×	一、八三〇〃	(六)	〃	四、二八
〇、七〇〃	(二三)	〃	(〃)	〃	×	二、一四〇〃	(七)	〃	三、六九
〇、七〇〃	(二三)	〃	(〃)	〃	×	二、四四〇〃	(八)	〃	三、〇〇

本表浪板ニ浪付加工ヲ施サズシテ販賣スル場合ハ本表價格ヨリ左ニ定ムル浪付賃ヲ減ズルモノトス

二八番乃至三二番	一枚ニ付	一	錢	二四番	同	六	錢
二六番及二七番	同	二	錢	二二番	同	九	錢
二五番	同	四	錢				

00186

三 本表價格ハ日本標準規格ニ依ル原板ヲ使用シタル亞鉛鐵板統制株式會社ノ規定スル檢査ニ合格シタルモノノ價格トシ不合格品ノ價格ハ亞鉛鐵板統制會社檢査規定ニ依ル等級區分ニ應ジ本表價格ヨリ左ノ額ヲ減ズルモノトス

厚	二級品	三級品	四級品	五級品
二八番乃至三一番	二 錢	四 錢	一〇 錢	一五 錢
二五番乃至二七番	四 錢	六 錢	一四 錢	二一 錢
二〇番二三番及二四番	六 錢	八 錢	二〇 錢	三〇 錢
一六番及一八番	一 二 錢	一 四 錢	四〇 錢	六〇 錢

四 短尺モノ、最高販賣價格ハ厚ニ應ジ平板不合格二級品三×六モノ、價格ヲ基準トシ面積比ニ依リ算出スルモノトス

五 本表價格ハ賣主店先渡價格トシ再荷造ヲ爲シタル場合ハ一枚ニ付一錢五厘ノ範圍内ニ於テ荷造費ヲ加算シ得ルモノトス

鳥取縣告示第三百八十七號

鳥取縣知事 武 島 一 義

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通製パン加工賃ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十八年七月二十三日

一 組合ノ名稱及地區
 (イ) 名 稱 鳥取縣製パン工業組合
 (ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

00187

地區内ニ於テパンノ製造ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

單

位

最高加工賃

小麥粉一貫匁ニ付製パン出來上
リ重量一貫三百五十匁渡シ 一、二〇

右加工賃ハ小麥粉一貫匁ノ提供ヲ受ケテ二十箇乃至二十五箇ノ焼パン(小麥粉一貫匁ニ對シ砂糖七十匁以上使用シタルモノ)ト爲ス最高加工賃ニシテ小麥粉以外ノ材料燃料等ヲ含ミタルモノトス

(ロ) 實施ノ日

昭和十八年七月二十三日

四 認可ニ附シタ條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
(ロ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第三百八十八號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十八年七月二十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣海產物乾物食料品商組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ海產物、農産乾物ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

00188

(イ) 額

品 種

單

位

等級

卸賣業者最高販賣價格

單位

小賣業者最高販賣價格

赤級 細寒天 一 百 斤 特等品 五七八、六〇 一 斤 七、〇〇

赤級 角寒天 十二斤半(一千本) 一 百 斤 特等品 五五七、〇九 一 斤 六、六八

赤級 細寒天 一 百 斤 特等品 五二四、八三 一 斤 六、三〇

赤級 角寒天 十二斤半(一千本) 一 百 斤 特等品 四八一、八二 一 斤 五、七六

赤級 細寒天 一 百 斤 特等品 八四、〇四 一 斤 〇、一〇

赤級 角寒天 十二斤半(一千本) 一 百 斤 特等品 八〇、八九 一 斤 〇、一〇

赤級 細寒天 一 百 斤 特等品 七六、二三 一 斤 〇、〇九

赤級 角寒天 十二斤半(一千本) 一 百 斤 特等品 六九、九七 一 斤 〇、〇八五

青級 細寒天 一 百 斤 特等品 五五一、七四 一 斤 六、六二

青級 角寒天 十二斤半(一千本) 一 百 斤 特等品 五三三、四四 一 斤 六、四〇

青級 細寒天 一 百 斤 特等品 五〇三、三二 一 斤 六、〇三

青級 角寒天 十二斤半(一千本) 一 百 斤 特等品 四七六、四七 一 斤 五、七一

青級 細寒天 一 百 斤 特等品 六九、七一 一 斤 〇、〇八五

青級 角寒天 十二斤半(一千本) 一 百 斤 特等品 六七、〇三 一 斤 〇、〇八

イタニ草寒天	百斤	三等品	六四、八九	〇、〇八
"	"	"	六二、一六	〇、〇七五
"	"	"	七五、五二	九、一〇
"	"	"	七二、〇三	八、六五
"	"	"	六八、五三	八、二〇
角寒天特殊品	赤級十二斤半(二千本)	三	六四六、〇四	七、七五
"	青級十二斤半(二千本)	"	九二、三九	〇、一一
折角寒天	赤級一百斤	"	七六、三四	〇、〇九
"	青級一百斤	"	五三八、三一	六、四六
"	赤級一百斤	"	四四六、二九	六、四五
細寒天漉裏	青級一百斤	"	五二二、二六	六、二六
"	赤級一百斤	"	四九八、七二	五、九八
細寒天釜二番	"	"	四六五、五五	五、五八
屑寒天船底	"	"	四六五、五五	五、五八
屑寒天(精選)屑ヲ含ム	赤級一百斤	"	五二二、二六	六、二六
"	青級一百斤	"	四九八、七二	五、九八
濃細寒天(濃屑ヲ含ム)	"	"	四六五、五五	五、五八
濃角寒天	十二斤半(二千本)	"	四四、四五	〇、〇五五

(一) 本表卸賣業者最高販賣價格ニハ荷造費ヲ含ミ卸賣業者ノ店先若ハ倉庫渡價格トス
 (二) 本表等級ハ日本寒天製造業水産組合付検査規定ニ依ル等級ニ依ルモノトス
 (三) 實施ノ日 昭和十八年七月二十三日
 (四) 認可ニ附シタル條件
 (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 (ロ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第百八十九號

左ノ通農事實行組合設立ノ届出アリタリ

昭和十八年七月廿三日

鳥取縣知事 武島一義

名	稱	設立事務所所在地	設立年月日
小河内上農事實行組合	八頭郡西郷村字小河内	昭和十八年二月二十八日	
小河内中同	同	同	
小河内第壹同	同	同	
宇野第六區同	東伯郡宇野村	昭和十七年九月十一日	
宇野第壹同	同	同	

上條農事實行組合	同	南谷村字泰久寺	同	十月二十三日
中條同	同	同	同	十二月四日
曲松同	同	下山村字下甲	同	昭和十八年二月十日
能竹同	同	西伯郡上長田村字能竹	同	昭和十七年九月八日
大河內同	同	字上中谷	同	十月一日
植松同	同	東伯郡下中山村字田中	同	昭和十八年二月十二日
大中尾同	同	西伯郡逢坂村字松河原	同	五月十五日

鳥取縣告示第三百九十號

左ノ通農事實行組合理事及規約變更届出アリタリ

昭和十八年七月廿三日

鳥取縣知事 武島 一 義

組合名	變更事務所所在地	變更年月日	變更事項
落河內農事實行組合	八頭郡西鄉村字北	昭和十八年二月二十八日	理事變更
北第壹同	同	三月二日	同
弓河內同	字弓河內	三月六日	同
小畑同	字小畑	二月二十八日	同

湯谷同	同	字湯谷	同	二月二十八日	同
中井第壹同	同	字中井	同	三月十八日	同
中井第貳同	同	字本鹿	同	同	同
鹿野同	同	字神馬	同	同	同
神馬同	同	字新田	同	同	同
新田同	同	字山手	同	二月二十七日	同
山手同	同	字加賀瀨	同	三月一日	同
加賀瀨同	同	字高津原	同	二月二十七日	同
高津原同	同	字高福	同	三月一日	同
福和田同	同	字今在家	同	三月二日	同
今在家同	同	字山手	同	三月二日	同
若宮同	同	字德吉	同	三月三十一日	同
德吉同	同	字福井	同	同	同
福井同	同	字西谷	同	同	同
西谷同	同	字見槻中	同	同	同
見槻中同	同	字上野	同	同	同
上野同	同	同	同	同	同

山根同	東伯郡 西鄉村字山根	昭和十八年二月二十六日	同
大原第貳同	字大原	一月七日	同
大瀨同	三朝村字大瀨	三月一日	同
山田同	字山田	二月二十八日	同
砂原同	字砂原	二月十五日	同
橫手同	字橫手	二月十二日	同
退休寺同	上山村字退休寺	昭和十七年十二月九日	同
來積同	字來積	十二月二十五日	同
羽田井同	字羽田井	十二月二十六日	同
八屋同	西鄉村字八屋	昭和十八年三月二十日	同
方地同	舍人村字方地	同	理事 改選
高島同	春日村字高島	昭和十七年十月二十九日	同
東八幡同	字東八幡	昭和十八年四月三日	同
同			規約 變更
奧谷共榮同	成實村字奧谷	一月十日	理事 變更
三朝同	三朝村字三朝	二月十五日	同
奧谷區同	成實村字奧谷	三月十七日	同

鳥取縣公報 第千四百五十三號 昭和十八年七月二十三日 (第三種郵便物認可)

境町第壹區同	同郡 境町大正町	昭和十七年九月二十日	同
高松東部同	同郡 餘子村字高松	昭和十八年三月二十日	同
高松南部同			同
高松西部同			同
高松北部同	字竹内		同
竹内第壹同			同
竹内第貳同			同
竹内第參同			同
竹内第四同			同
竹内第五同			同
竹内第六同			同
竹内第七同			同
竹内第八同			同
竹内第九同			同
竹内第拾同			同
福定東部同	字福定		同
福定西部同			同

鳥取縣公報 第千四百五十三號 昭和十八年七月二十三日 (第三種郵便物認可)

00195

中野第壹	同	餘子村字中野	同
中野第貳	同	同	同
中野第參	同	同	同
中野第四	同	同	同
中野第五	同	同	同
中野第六	同	同	同
中野第七	同	同	同
中野第八	同	同	同
中管	同	日野郡 黑坂町字中管	昭和十七年十月五日
下上管	同	同上	十一月二十三日
下榎第貳	同	同上	昭和十八年一月二十日
安原	同	同上	二月十九日
上野	同	同上	二月十六日
西伯郡	同	同上	同

◇鳥取縣告示第百九十一號

左ノ通農事實行組合解散届出アリタリ
昭和十八年七月廿三日

00196

組合名	事務所所在地	解散年月日
小河内農事實行組合	八頭郡西郷村字小河内	昭和十八年二月二十五日
殿河内農事實行組合	西伯郡幡郷村字大殿	同 三月十日

◇鳥取縣告示第百九十二號

昭和十八年七月十四日縣參事會ニ於テ議決ニ係ル昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加豫算並ニ昭和十八年度特別會計印刷事業費歲入歲出豫算ノ要領左ノ通
昭和十八年七月廿三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加豫算	第一項 前年度繰越金	二、一六五
歲入	第二項 國庫補助金	三三八、二〇二
經常部	第四項 衛生費補助金	一六九、六五〇
地方分與稅	第五項 勸業費補助金	一二六、一九二
配付稅	第六項 社會事業費補助金	一、〇〇〇
第一項 配付稅	第一項 繰越金	二、一六五
第二項 配付稅	第二項 國庫補助金	三三八、二〇二
第一項 配付稅	第四項 衛生費補助金	一六九、六五〇
第二項 配付稅	第五項 勸業費補助金	一二六、一九二
第一項 配付稅	第六項 社會事業費補助金	一、〇〇〇

00197

第七項	時局事務費補助金	三一、三六〇	第十二項	水産試験場費	一九、三九四
第二款	寄附金	五七、八九六	第十六項	勸業諸費	一、七〇〇
第一項	土木費寄附金	六九一	第十一項	社會事業費	一、二〇〇
第三項	勸業費寄附金	五六、六二七	第三項	社會事業諸費	一、二〇〇
第八項	社會事業費寄附金	五七八	歲出經常部計		三八、九四七
歲入臨時部計		三八八、二六三	臨時部		
歲入合計		四五〇、九二一	第二款	土木費	六九一
歲出			第二項	河水統制調査費	六九一
經常部			第三款	教育費	五、二五〇
第一款	神社費	五、〇〇〇圓	第四項	大山訓練所費	二、八五〇
第二款	供進金	五、〇〇〇	第五項	中學校費	二、四〇〇
第三款	縣職員費	七、四二八	第六款	補助費	一〇、〇〇〇
第二款	廳費	七、四二八	第六項	勸業補助費	一〇、〇〇〇
第七款	教育費	一、〇〇〇	第十四款	特別會計補充費	二〇、〇〇〇
第三款	高等女學校費	一、〇〇〇	第一項	特別會計補充費	二〇、〇〇〇
第十款	勸業費	二四、三一九	第十六款	時局對策費	三七三、八六八
第九項	種畜場費	三、二二五	第一項	縣職員費	一、一七八
			第三項	勸業費	一六三、八四〇

00198

第六項	時局國民運動費	二九、二〇〇	第一項	事業費	九、〇〇〇
第十項	健民修練施設費	一六九、六五〇	第二款	印刷所建設費	一九、〇〇〇
第二十六款	雜出	二、一六五	第一項	建設費	一九、〇〇〇
第一項	過年度返納金	一、八五三	第三款	豫備費	二、〇〇〇
第三項	過年度過納下戻金	三二二	第一項	豫備費	二、〇〇〇
歲出臨時部計		四二一、九七四	歲出合計		三〇、〇〇〇
歲出合計		四五〇、九二一			
昭和十八年度特別會計印刷事業費歲入歲出豫算					
歲入					
第一款	印刷事業收入	一〇、〇〇〇圓			
第二項	事業收入	九、九九九			
第二款	雜收	一			
第一項	補充金	二〇、〇〇〇			
第二項	補充金	二〇、〇〇〇			
歲入合計		三〇、〇〇〇			
第一款	印刷事業費	九、〇〇〇圓			

鳥取縣告示第三百九十三號

國民優生法第十六條第二項ニ依リ更ニ意見ヲ聽取セシムルコトヲ得ル醫師左ノ通指定ス

昭和十八年七月廿三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 鳥取赤十字病院副院長(婦人科醫長) 足立 考
- 有限責任組合厚生病院婦人科部長 水谷 千彌
- 財團購買米子病院院長(婦人科部長) 西島 義一
- 法人米子病院院長(婦人科部長) 荒川 俊三
- 株式博愛病院院長(婦人科部長) 太田垣 豐穗
- 鳥取縣內政部衛生課勤務地方技師

00199

◇鳥取縣告示第三百九十四號

産婆名簿登録者左ノ如シ

昭和十八年七月廿三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

本籍 鳥取縣鳥取市西品治四二番地

住所 同 上

昭和十八年七月十九日登録
第八九三號

井 手 文 子

大正十一年八月三日生

◇鳥取縣告示第三百九十五號

氣高郡末恒村大字内海七一番地

松 本 金 六

右者ニ對シ左記游泳池ノ開設ヲ許可シタリ

昭和十八年七月廿三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一名 稱 白兔海水浴場

二 所在地 氣高郡末恒村大字内海字白濱六八八番ノ
二地先

三 開設期間 自七月二十日 至九月十日

00200

彙 報

國債貯金の話

國の爲にもめい／＼の爲にも
國債貯金の利用が好都合です

本縣は八月より實施

一、國債貯金制度の創設

國債は現在町内會、部落會、隣組等を通じての所謂「國債の隣保消化制度」とか「賞與の國債支給」等によつて國民各人がこれを購入し、直接に戦費を調達して居るのであります。その爲に政府では多數の國債證券の製造をせねばならず、又その輸送や保管の爲にも非常な努力や資材を費さねばなりません。従つてこの努力や資材を節約する爲に額面の小さい國債證券を相當少くする必要に迫られてゐます。それに又國債を購入する國民各自にしても、毎回購

入した國債證券を自分で持つて居れば盜難や焼失の虞れがあり、郵便局に保管を委託したり日本銀行に登録すれば保管登録や保管證の整理になか／＼の手續を要し、又國債證券の金額には制限があつて、割引國債は額面十圓のものが七圓、二十圓のものが十四圓、三十圓のものが二十一圓といつたやうな値段である爲、五圓とか八圓とか十圓といふやうな各人の思ふまゝの金額の國債を購入することが出来ないといふ不便があるわけです。

そこで斯様な不便や缺點を補ひ、且つ努力や資材を節約しながら國民が直接的に國債を消化する方法として、この春の第八十一議會を通過した「臨時資金調整法」の改正法律に於て第十條の三の規定が追加せられ、これによつて「國債貯金規則」が六月三日に公布されて、本縣では愈々來る八月から實施する事に決定したのであります。

この制度を一口にいへば國債貯金通帳に「貯金すること」に依つて國債を買つて保管したことになるものであつて、この國債貯金を取扱ふのは銀行（日本銀行を除く）、市街地信用組合、産業組合であります。以下右の金融機關

00201

の取扱ふ國債貯金の概要を記すこととします。尙郵便局では今の所まだ實施してゐませんが、いづれ郵便貯金法に基いて郵便貯金による國債貯金も創設されることになると思ひます。

二、國債貯金制度を利用し得る場合

國債貯金は差當り(一)從來の國債の所謂「隣保消化」に代へて利用する場合、(二)職域(官廳、會社、工場等)に於て賞與などを國債で支給し、又は賞與等で國債を購入するのに代へて利用する場合の二つでありまして、これ以外は取扱はないことになつてゐます。そして國債貯金の契約は、隣保組織を通ずる場合には町内會長、部落會長、隣組長等の國債消化に關する世話役の手を経て、又職域の場合にはその職域に於ける貯蓄事務擔當者等の手を経てせねばならぬし又この貯金はこれ等町内會長、部落會長、隣組長、貯蓄事務擔當者等が通帳を取纏めて預入の取扱をすることゝなつてゐます。

三、國債貯金の利子とその所得税の免除

國債貯金にはどの銀行、市街地信用組合、産業組合でも

一様に國債證券と同程度の、年三分三厘六毛【日歩にすれば九厘二毛】の利息を附けます。現在發行されてゐる國債の最終表面利廻は半年複利で三分六厘五毛であつて、分類所得税を控除すれば三分三厘三毛強となるので、この事情を考慮して國債貯金の利廻がきめられたのでありまして同時にこの利息には所得税(分類所得税及び綜合所得税)が免除され、國債證券よりも稍々有利であります。そして國債貯金の利子は毎年二月と八月の二回に元金に組入れられるので、利札附國債を持つてゐる場合のやうに利札を切取つてその都度利子を受取りに行くといふ手数が省けるわけです。

四、國債貯金の拂出

國債貯金の拂出は原則として百圓以上の國債を購入する場合に限られてゐまして、貯金者が貯金の拂出を請求する時は本人の希望する百圓以上の額面金額を預け先の金融機關に申出て國債の交付を受けることになつて居ります。

この國債貯金は制定の趣旨からいつてもなるべく國債證券に換へないで國債貯金の儘持つてゐて貰ふ方が望ましい

00202

のですが、然し都合によつて貯金の全拂を受はねばならぬ時に、國債を購入出来ない端金があればその端金だけは現金で拂戻されることになつてゐます。尙元金に組入れられた國債貯金の利子に相當する金額は現金で拂戻を受けることが出来ます。

五、預入金額と貯金總額の限度

國債貯金は一回の預入金額が一圓以上であれば幾らでも預入することが出来ます。そして貯金總額は最高七千圓といふ制限が設けてありまして、この七千圓の金額は金融機關の店舗毎に計算されることになつて居り、同一人がもし同一店舗に隣組に於ける國債貯金と職域に於ける國債貯金との二日の貯金を持つてゐる時には、この二つを合計して計算されます。

もし貯金總額がわづかでも七千圓を超えた時は貯金を取扱つてゐる金融機關は直ちにその旨を貯金者に通知しその通知後適當な日數を経過しても貯金者より貯金の拂出即ち

國債購入の請求がない時は、金融機關はその國債貯金を拂出して國債を購入し、貯金者に交付することになつて居りまして、この場合の國債の額面金額は五百圓以上のものと定められてゐます。

又この七千圓といふのは貯金の現在額の事でありまして、七千圓を超えた場合であつても貯金を拂出して七千圓以下になつた時には引續き同じ通帳で預け入れが出来るのであります。

六、國債貯金による吸收資金の運用

國債貯金によつて集まつた資金は金融機關がその全額で國債を購入して保有しなければならぬことに定められて居ります。但し市街地信用組合又は産業組合は、國債を持つ代りに預かつた金を信用組合聯合會又は産業組合中央金庫に預けることが出来ることになつてゐて、この場合には信用組合聯合會はその預かつた金で國債を保有するか、又は産業組合中央金庫に預け、産業組合中央金庫は預つた金の

0203

全額で國債を購入して保有しなければなりません。
七、其の他

貯金者が住所移轉等の場合には、預け先の金融機關に對して轉居先の希望の金融機關を申出るか、又は轉居先の金融機關に現在預入してゐる國債貯金通帳を呈示して國債貯金取引開始の申出をすれば、その通帳で繼續して貯金の預入が出来るから、なるべく拂戻を受けずに繼續されたいものであります。

尙同一人の國債貯金は隣保に於て一口、職域に於て一口しか持つことが出来ませんから、隣保で同一人が二口の通帳を持つたり、職域で二口の通帳を持つたりしてはなりません。

(地方課)

鳥取縣草刈選手權大會

八月三日八頭郡佐治村に於て

現下の緊迫した決戰態勢に於ては食糧の増産、即ち米・

麥・馬鈴薯・甘藷・蔬菜等主要食糧農産物の増産こそ緊急の要務であるが、これに要する金肥の減少、殊に燐酸加里の激減は多言を要せぬところであつて、これが爲には自給飼料に依る有畜農業の發達徹底こそ最も適切なる方策である。今こそ全縣下の農村は萬難を排して自給飼料並に堆厩肥の増産に精進しなければならぬ。而してこれが實行の方途として山野に自生する野草の刈取りは刻下農家に於て勵行すべき最要の行事である。

依つて今回その獎勵の一途として縣後援の下に、翼賛會縣支部主催で『鳥取縣草刈選手權大會』を開催し斯道の振興を期することとなつた。場所は八頭郡佐治村、實施期日は八月三日であつて、その入選者より全日本草刈選手權大會への選手をも選出する筈である。

縣大會出場の選手については何分實施期日切迫の爲郡市豫選開催の餘餘がないので、郡市農會長及び農會郡市支

0204

畜に於て關係団体長と協議の上推薦する事になつてゐるが、人員は(イ)一般壯年、(ロ)青年(徴兵検査迄)、(ハ)農業學校生徒、(ニ)一般女子の四部各一名宛、一郡市四名を選出するのである。

審査の方法は草刈場を區分して豫め位置の良否によつて條件點數を定め、各人抽籤により位置を決定して競技を開始し、

- 1、一定期限内に於ける刈量
- 2、刈取後跡地殘草の程度
- 3、刈草荷體

の三方より調査してその成績に位置良否の點數を乗じたものを以て順位を決定するのであつて、詳細については當日實地に説明する。各部とも四等迄を以て入賞とし、入賞者には賞狀賞品を授與し、尙參加選手には參加記念品を授與する。

當日の選手使用鎌は各自持參であるが、二丁を以て限度とし、服装は男子は巻脚袴、女子は「モンペ」着用、尙當日の晝食は各自持參である。
(農務課)

本年度鳥取縣食糧増産隊

中央訓練後六ヶ月間増産に動員

戰時下國民食糧生産確保の絶對的要請に應ずるため不耕作田畑其の他あらゆる休閑地を利用して水稻や雜穀等の作付をすることとなつたが、之に要する勞力は地方勞力の活用を努めるは勿論であるけれども、今回新たに農村青少年等で食糧増産に挺身しようとする者を以て食糧増産隊を編成し、隨時隨所に出動せしめて農耕とか土地改良等に動員することとなつた。依つて本縣では縣及び農業報國聯盟鳥取縣支部に於て「昭和十八年度鳥取縣食糧増産隊」を編成し、八月五日より同二十九日まで茨城縣内原の滿蒙青少年義勇軍訓練所で農林省及び農業報國聯盟の主催による中央訓練を受けしめて、全國推進隊長統制下に縣推進隊長たる農業報國聯盟支部長の指揮に入れ食糧増産に挺身せしめることとなつたのである。

本縣食糧増産隊は隊員百十名、隊長一名、小隊長二名、

00205

計百十三名で、隊員は

第一小隊	五十六名
鳥取市	五名
岩美郡	十名
八頭郡	十五名
氣高郡	十六名
日野郡	十名
第二小隊	五十四名
東伯郡	二十五名
西伯郡	二十四名
米子市	五名

であつて、右は郡市農會長より七月二十八日まで推薦して縣に於て決定することになつて居り、農業増産報國に挺身せんとする農業従事者にして長期出勤に依つて自家農業經營に重大なる支障を來すことなき者を原則として採用するが、農業従事者以外の者にして農業増産に熱意を有する者を参加せしめるも差支なく、採用者は身体強壯、夏季訓練及び集團農業勤務に耐え得る者で、而かも私生活正しく、禁酒を實行し得るものなるを要するも、結核、花柳病、

昭和十八年七月二十三日印刷
昭和十八年七月二十三日發行

トラホーム、痔疾並に訓練作業に支障ありと認められる疾患(既往症をも含む)ある者は除外される。尙成るべく推進隊訓練の未参加者を以て編成する方針である。

中央訓練終了後は縣及び農業報國聯盟鳥取縣支部に於て修練農場を據點として一定作業計畫に基き隨時隨所に、各小隊毎に、若しくは全隊を出勤して食糧増産の爲六ヶ月間従事せしめるものであつて、隊員手當として月三十圓を支給され、農繁期に於ては一定期間歸宅せしめて自宅の農業に従事せしめる。但しこの歸農期間は手當支給はない。

又宿泊費、食費、移動費等は中央訓練に在りては農業報國聯盟本部がこれを負擔し、作業中の費用中移動旅費は同聯盟縣支部の負擔、宿泊費、食費は受益者に於て其の全部又は一部を負擔するを原則とし、場合によつては農報聯盟支部で負擔することもある。又醫療救恤については農業報國聯盟救恤規程に準じて同本部又は支部に於てそれらの事情に應じ醫療救恤をなす。

尙青年學校在學中の隊員については中央訓練及び歸縣後の教授及訓練に關し、出身地青年學校長より移動先の青年學校長に委嘱して受業の證明を受けしめることとなつてゐる。

(農務課)

鳥取縣鳥取市東町
發行所(西島19) 前田印刷所